

議案第 27 号

勤務時間等の特例に関する規則等の一部改正について

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める

。

令和 4 年 11 月 17 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。



**勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則について**  
**(定年の引上げに伴うもの)**

**1 改正理由**

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げる等のため、令和4年9月議会において関係条例の改正を行ったことから、これらの法改正や条例改正を受けて、関係規則の整備を行うもの。

**2 改正する規則（8規則）**

- (1) 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市教育委員会規則第7号）
- (2) 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成16年北九州市教育委員会規則第10号）
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第7号）
- (4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第8号）
- (5) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）
- (6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）
- (7) 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第4号）
- (8) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第7号）

**3 主な改正内容**

- (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備
- (2) 60歳を超える職員の給料月額を60歳時の7割水準とすることに伴い、手当等の額を7割とする取扱い

#### 4 施行期日

令和5年4月1日（改正後の地方公務員法及び関係条例の施行日と同日）

なお、暫定再任用制度が存置される期間については、暫定再任用教職員及び暫定再任用短時間勤務教職員を、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、各規定を適用する。

【別紙】一部改正する教育委員会規則一覧

改正する規則	●改正概要
(1)勤務時間等の特例に関する規則	●再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める規定の整備
(2)北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則	●再任用短時間勤務教職員を定年前再任用短時間勤務教職員に改める規定の整備
(3)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2条第2項を、第2条第2項から第4項及び第4条に分けて規定</li> <li>●再任用教職員を定年前再任用短時間勤務教職員と改める規定の整備</li> <li>●給料月額7割措置が適用される教職員に対する給料の調整額の7割措置を付則に追加</li> </ul>
(4)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「教職員管理職手当等規則」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再任用(短時間勤務)教職員を定年前再任用短時間勤務教職員と改める規定の整備</li> <li>●給料月額7割措置が適用される教職員に対する手当額の7割措置を付則に追加</li> <li>●定年前再任用短時間勤務教職員に適用する別表第2の手当の基準月額を改定</li> </ul>
(5)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	●再任用短時間勤務教職員の根拠条文を定年前再任用短時間勤務教職員の根拠条文に改める規定の整備
(6)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	●再任用短時間勤務教職員を定年前再任用短時間勤務教職員に改める規定の整備
(7)北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則	●再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める規定の整備
(8)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則	●再任用短時間勤務教職員を定年前再任用短時間勤務教職員に改める規定の整備

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第1条 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表の注書第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則(平成16年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 教職員(次項及び次条に掲げる教職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の2項を加える。

3 次の各号に掲げる教職員の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。

)第22条の4第1項の規定により採用された教職員 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。)第2条第4項の規定により定められた当該教職員の勤

務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数  
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員 教職員勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる額（当該額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。  
第3条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第4条 第2条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の給料の調整額）

2 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）」とする。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第4条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「に定める額」の次に「（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加え、同条第1号中「。以下「育児短時間勤務教職員等」という」を削り、「その者」を「当該教職員」に、「（以下「算出率」という。）を」を「をそれぞれ」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「手当の月額」を「手当の基準月額」に、「額（同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教職員にあっては）」を「額に」に、「その者」を「当該教職員」に、「数（育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、算出率）を当該額に」を「数を」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

付則に次の1項を加える。

（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の支給額）

- 3 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第1号並びに第3条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2のアの表中

「

手当の月額
80,500円
76,200円
72,000円

を

」

「

手当の基準月額
72,400円
68,500円
64,700円

に

」

改める。

別表第2のイの表中

「

手当の月額
78,500円
74,400円
70,200円

を

」

「



手当の基準月額
68,100円
64,500円
60,900円

に

」

改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第6号中「（その）」を「（当該）」に、「第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「その者」を「当該教職員」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第3条第2項、第14条第1号及び第2号、第17条第2項並びに第19条第1項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第24条第1項第2号中「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務教職員」に改める。

付則第16項並びに別表第4の4の項、8の項、9の項及び18の項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

（北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第7条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第9条第1項各号列記以外の部分中「第8条の3」を「

第8条第14項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第8条第1項各号列記以外の部分中「第12条」を「第10条第14項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号。以下「新定年条例」という。）付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、新定年条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の勤務時間等の特例に関する規則の規定を適用する。

（北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員又は新定年条例付則第40項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員（以下「暫定再任用短時間勤務教職員」という。）は、第2条の規定による改正後の北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則第1条の短時間勤務の職を占める者とみなして、同条の規定を適用する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 新定年条例付則第40項に規定する暫定再任用教職員（以下「暫定再任用教職員」という。）（暫定再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。）は、第3条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則（以下「新教職員給料調整額規則」という。）第2条第2項に規定する教職員とみなして、同項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務教職員は、新教職員給料調整額規則第2条第3項第1号に掲げる教職員とみなして、同号の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用教職員は、第4条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「新教職員管理職手当等規則」という。)第2条第1号の教職員とみなして、同号の規定を適用する。この場合において、同号中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「手当の月額」とあるのは「手当の基準月額」とする。

7 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における、暫定再任用教職員(職務の級が4級であるものに限る。)に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「付則別表」とする。

8 暫定再任用短時間勤務教職員は、新教職員管理職手当等規則第2条第2号の教職員とみなして、同号の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

9 暫定再任用短時間勤務教職員は、第5条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第20条第2項第6号の法22条の4第1項の規定により採用された教職員とみなして、同号の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、第6条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。

#### 付則別表

##### ア 教育職給料表(3)

職務の級	職	職の分類	手当の基準月額
4級	特別支援学校の校長	I群	80,500円
		II群	76,200円
		III群	72,000円

備考 「I群」、「II群」及び「III群」とは、教育長が別に定める職の分類の区分をいう。この表において同じ。

イ 教育職給料表（４）

職務の級	職	職の分類	手当の基準月額
４級	小学校又は中学校の 校長	Ⅰ群	78,500円
		Ⅱ群	74,400円
		Ⅲ群	70,200円

勤務時間等の特例に関する規則新旧対照表 (第1条関係)

参考

新	旧
<p>別表 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p>注</p> <p>1～3 略</p> <p>4 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日については、それぞれの1週間当たりの勤務時間に応じ、教育長が別に定める基準に従い、所属長が定める。</p>	<p>別表 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p>注</p> <p>1～3 略</p> <p>4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日については、それぞれの1週間当たりの勤務時間に応じ、教育長が別に定める基準に従い、所属長が定める。</p>

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の任命に係る教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員（以下「教員」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第60条第1項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する学校栄養職員（以下「学校栄養職員」という。）（以下これらを「教職員」という。）で優れた教育活動その他学校運営に関する活動（以下「教育活動等」という。）を実践しているもの（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第2条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）並びに学校（市が設置する学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員以外の学校職員で構成する組織（以下「教職員組織」という。）で優れた教育活動を実践しているものの表彰について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の任命に係る教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員（以下「教員」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第60条第1項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する学校栄養職員（以下「学校栄養職員」という。）（以下これらを「教職員」という。）で優れた教育活動その他学校運営に関する活動（以下「教育活動等」という。）を実践しているもの（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）並びに学校（市が設置する学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員以外の学校職員で構成する組織（以下「教職員組織」という。）で優れた教育活動を実践しているものの表彰について必要な事項を定めるものとする。</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(調整額表)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教職員（次項及び次条に掲げる教職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(調整額表)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教職員（次条の会計年度任用職員である教職員を除く。以下この項において同じ。）の給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の100分の4.5を超えるとときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）にあつてはその額に北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、その額に教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>

新	旧
<p>3 <u>次の各号に掲げる教職員の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定により採用された教職員 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第2条第4項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員 教職員勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数</u></p> <p>4 <u>前2項に規定する調整基本額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる額（当該額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額）とする。</u>  <u>（端数計算）</u></p> <p>第4条 <u>第2条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨て</u></p>	



新	旧
<p><u>た額をもって、これらの規定の額とする。</u></p> <p>付 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>(教職員給与条付則第19項の規定の適用を受ける教職員の給料の調整額)</u></p> <p>2. <u>教職員給与条付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(管理職手当)</p> <p>第2条 教職員給与条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職は、別表第1及び別表第2に掲げる職とし、同項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とし、<u>当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額</u>とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 当該教職員に適用される別表第1のア及びイに掲げる給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の手当の月額に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員にあっては、北九州市立の小学校、中学校、<u>休日特別支援学校</u>の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年時間等条例）という。）第2条第3項又は第5項の規定により定められた<u>当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ当該額に乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された教職員</u> 当該教職員に適用される別表第2のア及びイに掲げ</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第2条 教職員給与条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職は、別表第1及び別表第2に掲げる職とし、同項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 当該教職員に適用される別表第1のア及びイに掲げる給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の手当の月額に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員等という。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員にあっては、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は第5項の規定により定められた<u>その者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用され</u></p>

新	旧
<p>る給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の  <u>手当の基準月額</u>の欄に定める額に、教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定  により定められた<u>当該教職員の勤務時間</u>を同条第1項の規定により定められた  勤務時間で除して得た<u>数</u>を乗じて得た額</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の支給額</u>  号並びに第3条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの  規定中「に定める額」とあるのは、「<u>に定める額に100分の70を乗じて得た</u>  <u>額（当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上</u>  <u>げた額）</u>」とする。</p>	<p>た教職員 当該教職員に適用される別表第2のア及びびイに掲げる給料表の別並  びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の<u>手当の月額</u>の欄  に定める額（同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時  間勤務の職を占める教職員にあつては、教職員勤務時間等条例第2条第4項の  規定により定められた<u>その者の勤務時間</u>を同条第1項の規定により定められた  勤務時間で除して得た<u>数（育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、算</u>  <u>出率）を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、算</u>  <u>その端数を切り捨てた額</u>）</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>

新				旧			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
ア 教育職給料表（3）				ア 教育職給料表（3）			
職務の級	職	職の分類	手当の標準月額	職務の級	職	職の分類	手当の月額
4級	略		72,400円	4級	略		80,500円
			68,500円				76,200円
			64,700円				72,000円
備考 略				備考 略			
イ 教育職給料表（4）				イ 教育職給料表（4）			
職務の級	職	職の分類	手当の標準月額	職務の級	職	職の分類	手当の月額
4級	略		68,100円	4級	略		78,500円
			64,500円				74,400円
			60,900円				70,200円
略				略			

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 公務外の負傷若しくは疾病（当該負傷又は疾病が通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）又は派遣職員、法人派遣職員若しくは派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員の派遣先の業務に起因する場合を除く。以下同じ。）又は介護休暇により勤務しなかつた期間から週休日及び休日（教職員給与条例第26条第3項に規定する休日をいう。）を除いた日（<u>法第22条の4第1項の規定により採用された教職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州条例第62号）第4条の規定により採用された教職員のうち4週間につき1週間当たりの正規の勤務時間が割り振られた日の数（以下この号において「1週間当たりの勤務日数」という。）が常勤の教職員の1週間当たりの勤務日数に満たないものにあつては、教職員勤務時間等条例第2条第4項又は第5項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を5で除して得た時間をもって1日とする。）が45日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u></p> <p>(7) ～ (9) 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 公務外の負傷若しくは疾病（<u>その負傷又は疾病が通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）又は派遣職員、法人派遣職員若しくは派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員の派遣先の業務に起因する場合を除く。以下同じ。）又は介護休暇により勤務しなかつた期間から週休日及び休日（教職員給与条例第26条第3項に規定する休日をいう。）を除いた日（<u>法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された教職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州条例第62号）第4条の規定により採用された教職員のうち4週間につき1週間当たりの正規の勤務時間が割り振られた日の数（以下この号において「1週間当たりの勤務日数」という。）が常勤の教職員の1週間当たりの勤務日数に満たないものにあつては、教職員勤務時間等条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を5で除して得た時間をもって1日とする。）が45日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u></u></p> <p>(7) ～ (9) 略</p>

新	旧
3 略	3 略
4 略	4 略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第2条第4項に規定する勤務時間は、<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）の職務に応じ、4週間を超えない期間につき15時間30分から31時間までの範囲内とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 育児短時間勤務教職員等、<u>定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員（以下「短時間勤務教職員」という。）の休憩時間は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い)</p> <p>第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては前条第1項又は第2項に規定する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始め</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第2条第4項に規定する勤務時間は、<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）の職務に応じ、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 育児短時間勤務教職員等、<u>再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員（以下「短時間勤務教職員」という。）の休憩時間は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い)</p> <p>第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては前条第1項又は第2項に規定する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始め</p>

新	旧
<p>たときにあつては当該日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、当該各号に定める場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「育一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、育一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続き勤務形態を異にする育一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が育一型育児短時間勤務若しくは育一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更に際する1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が育一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉</p>	<p>たときにあつては当該日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「育一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、育一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続き勤務形態を異にする育一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が育一型育児短時間勤務若しくは育一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更に際する1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が育一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育</p>



新	旧
<p>一型育児短時間勤務」という。) を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条令第14条第4項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休年度に60日(定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。))にあつては、60日に条令第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第19条 組合休暇(条令第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。</p>	<p>見短時間勤務」という。) を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条令第14条第4項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休年度に60日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。))にあつては、60日に条令第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第19条 組合休暇(条令第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。</p>

新	旧
<p> (1) は、休暇年度に30日（定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。）にあつては、30日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内で与えることができる。 </p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第24条 会計年度任用職員等が引き続きこの規則の適用を受ける職員となった場合における当該職員（以下「規則適用会計年度任用職員等」という。）に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則適用会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数の変更により、これにより難しいと認める場合は、教育長が別に定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 短時間勤務教職員である規則適用会計年度任用職員等 第13条第1項ただし書及び第2項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が従前の会計年度任用職員等に係る条例等により使用できるとされた年次休暇の日数を加えた日数（当該加えた日数が、同項に定める日数を超えるときは同項に定める日数、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数に満たないときは当該規定する日数を当該規定する日数）から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を</p>	<p> (1) は、休暇年度に30日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。）にあつては、30日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内で与えることができる。 </p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第24条 会計年度任用職員等が引き続きこの規則の適用を受ける職員となった場合における当該職員（以下「規則適用会計年度任用職員等」という。）に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則適用会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数の変更により、これにより難しいと認める場合は、教育長が別に定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児短時間勤務教職員等、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員である規則適用会計年度任用職員等 第13条第1項ただし書及び第2項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が従前の会計年度任用職員等に係る条例等により使用できるとされた年次休暇の日数を加えた日数（当該加えた日数が、同項に定める日数を超えるときは同項に定める日数、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数に満たないときは当該規定する日数）</p>

新

差し引いた日数

2 略

付 則

1～15 略

16 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成28年熊本地震又は平成29年7月九州北部豪雨の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うことを理由として、条例第14条第3項に規定する有給休暇を受けようとする場合における第21条及び別表第4の適用については、同条第2項及び第4項中「ボランティア活動」とあるのは「ボランティア活動並びに東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係るボランティア活動」と、同表中

「

4 ボランティア活動	休暇年度に5日（ <u>定年前</u> 再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の <u>定年前</u> 再任用短時間勤務教職員及び任期付短時	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当
------------	--	---

旧

から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を差し引いた日数

2 略

付 則

1～15 略

16 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成28年熊本地震又は平成29年7月九州北部豪雨の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うことを理由として、条例第14条第3項に規定する有給休暇を受けようとする場合における第21条及び別表第4の適用については、同条第2項及び第4項中「ボランティア活動」とあるのは「ボランティア活動並びに東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係るボランティア活動」と、同表中

「

4 ボランティア活動	休暇年度に5日（ <u>再任用</u> 短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の <u>再任用</u> 短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当
------------	--	---

新	旧
<p>間勤務教職員を除く。 。以下同じ。) にあ つては、5日に条例 第2条第4項又は第 5項の規定により定 められたその者の勤 務時間を同条第1項 の規定により定めら れた勤務時間で除し て得た数を乗じて得 た日数(1日未満の 端数があるときは、 これを四捨五入して 得た日数)を超え ない範囲内において 必要と認められる日 数</p>	<p>を除く。以下同じ。 )にあつては、5日 に条例第2条第4項 又は第5項の規定に より定められたその 者の勤務時間を同条 第1項の規定により 定められた勤務時間 で除して得た数を乗 じて得た日数(1日 未満の端数があると きは、これを四捨五 入して得た日数) ) を超えない範囲内に おいて必要と認めら れる日数</p>
<p>であると認められる ときに与えられるも のとす。 ア 地震、暴風雨、噴 火等により相当規模 の災害が発生した被 災地又はその周辺の 地域における生活関 連物資の配布その他 の被災者を支援する 活動 イ 障害者支援施設、 特別養護老人ホーム その他の主として身 体上若しくは精神上 の障害がある者又は 負傷し、若しくは疾 病にかかった者に対 して必要な措置を講 ずることを目的とす</p>	<p>であると認められる ときに与えられるも のとす。 ア 地震、暴風雨、噴 火等により相当規模 の災害が発生した被 災地又はその周辺の 地域における生活関 連物資の配布その他 の被災者を支援する 活動 イ 障害者支援施設、 特別養護老人ホーム その他の主として身 体上若しくは精神上 の障害がある者又は 負傷し、若しくは疾 病にかかった者に対 して必要な措置を講 ずることを目的とす</p>

新	旧
<p>る施設であって教育 長が定めるものにお ける活動</p> <p>ウ ア及びビに掲げる 活動のほか、身体上 若しくは精神上の障 害、負傷又は疾病に より常態として日常 生活を営むのに支障 がある者の介護その 他の日常生活を支援 する活動</p> <p>(2) 休暇は、1日 、半日相当又は1時 間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5 項から第7項まで及 び第9項の規定は、 この休暇に準用する 。</p>	<p>る施設であって教育 長が定めるものにお ける活動</p> <p>ウ ア及びビに掲げる 活動のほか、身体上 若しくは精神上の障 害、負傷又は疾病に より常態として日常 生活を営むのに支障 がある者の介護その 他の日常生活を支援 する活動</p> <p>(2) 休暇は、1日 、半日相当又は1時 間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5 項から第7項まで及 び第9項の規定は、 この休暇に準用する 。</p>

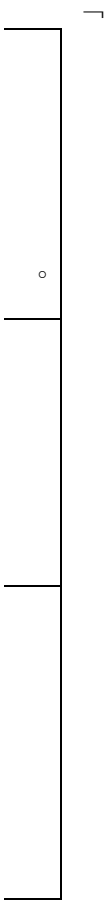
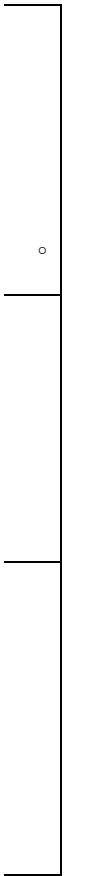
新	旧						
<p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1736 518 2049">4 ボランティア活動</td> <td data-bbox="379 1473 518 1724">           休暇年度に5日(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(1週間当たりの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得         </td> <td data-bbox="379 1182 518 1467">           (1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行ふ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。            ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する         </td> </tr> </table> <p>」</p>	4 ボランティア活動	休暇年度に5日(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(1週間当たりの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行ふ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する	<p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 757 518 1041">4 ボランティア活動</td> <td data-bbox="379 472 518 734">           休暇年度に5日(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日         </td> <td data-bbox="379 181 518 465">           (1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行ふ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。            ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する         </td> </tr> </table> <p>」</p>	4 ボランティア活動	休暇年度に5日(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行ふ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する
4 ボランティア活動	休暇年度に5日(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(1週間当たりの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行ふ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する					
4 ボランティア活動	休暇年度に5日(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行ふ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する					

新	旧
<p>た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>活動（次項に規定する東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係るボランティア活動を除く。）</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホーム</p> <p>その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて教育長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びビに掲げる</p>	<p>未滿の端数があると きは、これを四捨五入して得た日数） を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>活動（次項に規定する東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係るボランティア活動を除く。）</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホーム</p> <p>その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて教育長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びビに掲げる</p>

新	旧	
<p>活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>	<p>活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>	<p>4の2 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係</p> <p>休暇年度に10日（<u>定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員</u>）</p> <p>(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成28年熊本地震又は28年熊本地震又は</p>
<p>4の2 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係</p> <p>休暇年度に10日（<u>再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員</u>）</p> <p>(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成28年熊本地震又は28年熊本地震又は</p>	<p>4の2 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係</p> <p>休暇年度に10日（<u>再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員</u>）</p> <p>(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成28年熊本地震又は28年熊本地震又は</p>	



新	旧
<p>るボランティア活動</p> <p>にあつては、10日に条令第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>平成29年7月九州北部豪雨の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する</p>	<p>るボランティア活動</p> <p>では、10日に条令第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>平成29年7月九州北部豪雨の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する</p>

新	旧
<p>とする。</p> 	<p>とする。</p> 

新		旧	
別表第4 (第16条関係)		別表第4 (第16条関係)	
特別休暇の基準		特別休暇の基準	
理由	期間又は日数	理由	期間又は日数
略		略	
4 ボラ ンテイ ア活動	<p>休暇年度に5日(定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日)の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日</p> <p>2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た数</p>	4 ボラ ンテイ ア活動	<p>休暇年度に5日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日)の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)</p> <p>にあっては、5日</p> <p>に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(</p>
略		略	

新		旧	
	<p>得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>		<p>1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>
略		略	
8 配偶者等の出産	<p>教職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日（<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>又は任期付短時間勤務教職員）            教職員にあっては、3日            日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項</p>	8 配偶者等の出産	<p>教職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日（<u>再任用短時間勤務教職員</u>又は任期付短時間勤務教職員）            にあっては、3日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定</p>
	略		略

新		旧	
9 職員 の育児 参加	<p>の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	
9 職員 の育児 参加	<p>出産の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合）にあつては、14週間（目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日（定年前 <u>再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員</u>にあつては、5日に 条例第2条第4</p>	<p>出産の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合）にあつては、14週間（目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日（<u>再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員</u>にあつては、5日に 条例第2条第4項又は</p>	

新		旧	
	略		略
<p>項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	略	<p>第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	略
<p>18 夏季における健康保持</p>	<p>休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日（定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、6日に</p>	<p>18 夏季における健康保持</p>	<p>休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、6日に</p>
<p>条例第2条第4項又は</p>	<p>条例第2条第4項又は</p>	<p>第5項又は第5項</p>	<p>第5項又は第5項</p>

新	旧
<p>第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>(時間外勤務手当相当報酬)</p> <p>第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（休憩時間を除いた実働時間（監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間）をいう。）に対して、勤務1時間につき、給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例により、給与条例第18条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（次項において「時間外勤務手当相当報酬」という。）を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)</p> <p>第9条 前3条の規定により、それぞれ給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例又は給与条例第19条第2項若しくは第20条の規定の例による場合における勤務1時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(時間外勤務手当相当報酬)</p> <p>第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（休憩時間を除いた実働時間（監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間）をいう。）に対して、勤務1時間につき、給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条の3に規定する再任用短時間勤務職員の例により、給与条例第18条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（次項において「時間外勤務手当相当報酬」という。）を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)</p> <p>第9条 前3条の規定により、それぞれ給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条の3に規定する再任用短時間勤務職員の例又は給与条例第19条第2項若しくは第20条の規定の例による場合における勤務1時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2 略</p>



新	旧
<p>(時間外勤務手当相当報酬)</p> <p>第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（休憩時間を除いた実働時間（監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間）をいう。）に対して、勤務1時間につき、教職員給与条例第25条の規定の適用を受ける教職員給与条例第10条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員の例により、教職員給与条例第25条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（次項において「時間外勤務手当相当報酬」という。）を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)</p> <p>第8条 前3条の規定により、それぞれ教職員給与条例第25条の規定の適用を受ける教職員給与条例第10条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員の例又は教職員給与条例第26条第2項若しくは第27条の規定の例による場合における勤務1時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(時間外勤務手当相当報酬)</p> <p>第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（休憩時間を除いた実働時間（監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間）をいう。）に対して、勤務1時間につき、教職員給与条例第25条の規定の適用を受ける教職員給与条例第12条に規定する再任用短時間勤務教職員の例により、教職員給与条例第25条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（次項において「時間外勤務手当相当報酬」という。）を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)</p> <p>第8条 前3条の規定により、それぞれ教職員給与条例第25条の規定の適用を受ける教職員給与条例第12条に規定する再任用短時間勤務教職員の例又は教職員給与条例第26条第2項若しくは第27条の規定の例による場合における勤務1時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2 略</p>